

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 薬001
- (2) 請負の表示 GLP試験用の核酸医薬の製造法検討 一式
(別紙仕様書のとおり)
- (3) 請負期限 令和8年3月20日
- (4) 請負場所 受注者が保有する施設で行うものとする

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-6
国立大学法人大阪大学薬学研究科会計係
電話 06-6879-8150
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできる。
- (3) 見積書提出期限
令和7年10月10日(金) 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

仕様書

(A) 一般事項

1. 請負の表示 GLP 試験用の核酸医薬の製造法検討 一式
2. 請負期限 令和 8 年 3 月 20 日まで
3. 請負場所 受注者が保有する施設において行うものとする。
4. 契約事項 国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
5. 請負金の支払 請負代金は請負の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

(B) 特記事項

1. 受注者は、本仕様書により、国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科に対して GLP 試験に向けた核酸医薬の工業化製法検討を行うものとする。業務にあたっては、下記詳細仕様に従うものとする。
2. その他詳細については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(C) 詳細仕様

(概要)

1. 受注者は別紙詳細仕様に基づき、業務を行うものとする。
2. 受注者は請負完了後、完了報告書を作成し、国立大学法人大阪大学薬学研究科会計係へ提出するものとする。
3. 業務において必要な施設、用具、消耗品等は、受注者側にて用意するものとする。ただし、別紙詳細仕様記載の一部の試薬（人工核酸）については、発注者側から提供する。
4. 受注者は、業務上知り得た機密情報を一切他に漏らしてはならない。
5. その他詳細については、発注者・受注者間で協議の上で定めるものとする。

別紙

詳細仕様

受注者は以下の通り、業務を行うものとする。

1. 作業対象 GLP 試験用の核酸医薬の製造法検討

2. 作業内容は下記の通りとする。

- 1) GLP 試験に向けて核酸医薬の工業化製法検討を実施する。
 - a) 開示される配列情報に従って、当該核酸医薬の数十グラムスケール製造に対応できる製法の確立を行う。
 - b) 検討する製造条件としては、以下のようなものが含まれる。
 - *アクチベーターの種類、カップリング反応の時間、固相担体からの切り出し条件など
 - c) 精製条件についても検討を行うこと。
 - *溶出に用いる溶媒の条件など

当該核酸医薬の構造

- 18 塩基長のギャップマー型アンチセンス核酸である。
- 配列には、発注者が開発した人工核酸 (GuNA-A, scpBNA^mC, 5' -cp-T) が含まれる。
- リンケージ部分は、ホスホロチオアート (12 箇所) とホスホジエステル (5 箇所) で構成される。

- 2) 検討において低収率等の課題がある場合は、国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科 生物有機化学分野 (代表: 小比賀 聡) と協議の上で、条件の改良を実施する。
- 3) 検討で得られた精製済みの核酸医薬は全量 (8.1 グラム以上)、発注者側に提供すること。

3. 製造検討に必要な GuNA-A、scpBNA^mC、5' -cp-T (アミダイト体) については、発注者側から提供する。

4. 適切な安全管理措置をとり、本検討で得られた情報に関して漏えいがないよう対応すること。

5. 合成された核酸医薬・条件・ルートなどの成果物は、発注者の許諾なく第三者に譲渡・情報共有しないこと。

6. 合成された核酸医薬は、適切な方法にて発注者へ送付すること。

7. 納品物

製造精製された核酸医薬 全量 (8.1 グラム以上)

- 内、0.1 グラムを令和 7 年 11 月 28 日までに納品すること
- 残り全量 (8 グラム以上) は令和 8 年 3 月 6 日までに納品すること
- 尚、令和 7 年 12 月 19 日までに製造できた分については先行して納品すること (量は問わない)

作業報告書

以上

第2号様式

見 積 書

調達番号 : 薬001

請負の表示 : GLP試験用の核酸医薬の製造法検討 一式

見積金額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。

※ 再度見積及び参加者不在の取扱いに係る見積書は、本様式以外のものを使用することができる。

請負契約書（案）

請負の表示 GLP 試験用の核酸医薬の製造法検討 一式

請負代金額 金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科 研究科長 小比賀 聡 と受注者との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 業務は、受注者の保有する施設において、これをするものとする。

第5条 契約期間は、契約締結日から令和8年3月20日とする。

第6条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了報告書を国立大学法人大阪大学薬学研究科会計係に送付する方法で交付するものとする。

第7条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学薬学研究科会計係に送付すべきものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第11条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和7年 月 日

発注者

大阪府吹田市山田丘1番6号

国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科

研究科長 小比賀 聡

印

受注者

印

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。